

【商品概要説明書】

横浜信用金庫

総合口座

(令和6年4月1日現在)

1. 商品名	よこしん総合口座 ※本商品は普通預金（決済用普通預金含む）に定期預金を担保とする当座貸越機能をセットした複合商品です。詳しい商品内容については、普通預金・決済用普通預金、定期預金（期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、変動金利定期預金）の商品概要説明書をご参照ください。	
2. 販売対象	・成人（満18歳以上）の個人（お一人一口座）	
3. 期間	各預金の商品概要説明書をご参照ください。	
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位		
5. 払戻方法		
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法		
7. 税金		
8. 手数料		
9. 付加できる 特約事項		・普通預金の残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、総合口座の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に融資します。総合口座普通預金に入金があると、自動的に返済となります。 【貸越極度額】 担保定期預金の合計額の90%（1千円未満は切捨て）、または300万円のうちいずれか少ない金額 【貸越利率】 担保定期預金の利率（期日指定定期預金の場合は「2年以上」の適用利率）に年0.5%を加えた利率 〈利率の異なる複数口の担保定期預金がある場合の取扱い〉 利率が低い定期預金から順次担保とし、返済は利率が高い順に行います。 【付利単位】 100円 【利息支払時期】 毎年2月と8月の当金庫所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。 【その他】 貸越元金の組入れにより貸越の限度額を超えたまま6か月を経過した場合など、一定の事由が生じたときは、満期日前でも担保定期預金と相殺して当座貸越金をご返済いただく場合があります。
10. 中途解約時の取扱い		各預金の商品概要説明書をご参照ください。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ（大型液晶ディスプレイ）または窓口へご照会ください。	

総合口座

このまちの未来をともにつくる



<p>12. リスクに関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、決済用普通預金及び別段預金の一部）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。 なお、決済用普通預金は預金保険制度により全額保護されます。
<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-828-833）にお申し出ください。 紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045-211-7716）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日にコンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金（決済用普通預金含む）にて公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。